

APEC参加エコノミーを取り巻く サービス貿易自由化の現状

石戸 光

●進まないサービス貿易の現状

本稿では、一般にあまり馴染みのないサービス貿易の基本的な枠組みについて触れながら、APEC参加エコノミーを取り巻くサービス貿易の自由化動向について概観したい。周知のとおり、WTOにおいては、モノの貿易、つまり触れることのできる経済財（具体的には、ワイン、家具、パソコン、自動車、……）の国をまたいだ売買、の自由化を進捗させるため、国際的に拘束力を持つ枠組みとしてGATT（General Agreement on Tariffs and Trade、関税貿易一般協定）が存在する。このGATTと並んで、サービス貿易、つまり触れることのできない経済財（具体的には金融、航空、運輸、看護、マッサージ、……）の自由化を目指す枠組みとして、GATS

S（General Agreement on Trade in Services、サービス貿易一般協定）がやはりWTOに存在している。モノの貿易でもサービス貿易でも、自由化すれば多くの種類の商品が消費でき、またさらに新たな商品の開発にもつながるので、経済の繁栄につながる、というのが貿易自由化を進めるWTOの基本的な「哲学」であり、APEC域内でも、モノとサービスの貿易自由化によって経済的な繁栄が現在でもかなりもたらされているといえよう。

しかしサービス貿易は、世界的にも、またAPEC域においても、それぞれのエコノミー内の規模に比べて低い水準である。全雇用者数に占めるサービス産業従事者の割合を見ると、APEC参加エコノミー全体では、二〇〇七年の数値で六〇・九%ほどとなっている。ちなみに農業および製造業に従事する労働者数の全雇用者数に占めるシェアは、同じく

APEC参加エコノミー全体の二〇〇七年数値でそれぞれ一五・七%および二三・三%とのことであるから（APECサイト内今年開設されたデータベースStatsAPECより）、APEC域においては、そしておそらく世界的にみても、サービス面の経済活動が圧倒的に大きいことが分かる。そしてこのサービス活動拡大の傾向は年々高まっている。

このようなサービス部門の雇用に占める重要性にもかかわらず、サービスの国をまたいだやりとり、すなわちサービス貿易になると、そのGDPに比べた規模は、まったく小さく見える。表1は、

表1. APEC参加メンバーのサービス貿易額
(受け取り+支払い)の対名目GDP比率、1989年～2008年
(%)

	1989	1995	2000	2005	2008
オーストラリア	7.5	9.4	9.6	9.1	9.1
ブルネイ	n.a.	n.a.	n.a.	18.1	n.a.
カナダ	7.6	10.1	11.6	10.7	11.0
チリ	12.4	9.8	11.8	12.6	13.1
中国	2.5	6.1	5.5	7.1	7.1
中国香港	n.a.	n.a.	38.5	55	64.2
インドネシア	7.2	9.4	12.6	12.2	8.4
日本	4.0	3.6	4.0	5.4	6.5
韓国	7.6	9.4	12	12.3	18.2
マレーシア	19.7	29.9	32.7	30.1	n.a.
メキシコ	6.8	6.8	5.4	4.4	4.0
ニュージーランド	13.1	14.7	17.5	15.5	14.2
パプアニューギニア	16.3	20.8	28.8	29.9	n.a.
ペルー	9.6	5.6	7.2	6.8	n.a.
フィリピン	11.2	22	11.4	10.5	11.4
ロシア	n.a.	7.8	9.9	8.3	7.9
シンガポール	54.8	55.0	62.2	89.8	n.a.
チャイニーズタイペイ	13.7	14.2	14.3	16.0	17.4
タイ	13.8	20.1	23.9	28.1	n.a.
アメリカ	4.2	4.9	5.3	5.6	6.7
ベトナム	n.a.	n.a.	19.1	16.4	n.a.
APEC全体	5.0	5.9	6.7	7.7	7.7

(出所) APECウェブサイト内データベースより作成。

APECサイト内データベースより作成した。APEC設立年の一九八九年からおよそ五年後との推移を示すが、いずれのAPECエコノミーでも、サービス貿易の比率は雇用者で見た場合より全体として存在感がない。表にはない数字だが、農産品、製造業品を合わせたモノの貿易のGDPに対するシェアが、APEC全体で見た場合に、二三・八%（一九八九年）、二八・六%（一九九五年）、三三・三%（二〇〇〇年）、三九・〇%（二〇〇五年）、四五・三%（二〇〇八年）と推移していることと考え合わせると、サービスはモノよりも貿易されにくい性質の商品であるといえる。サービスはモノと違って生産と消費とを分離することが難しく、そのため全般的に商品として「輸送」するのではなく、その場で生産し、同時にその場で消費をするしかない点が理由として挙げられる。（ただし電話やインターネットを用いたサービスは、通信回線を使って「輸送」が可能で、APEC域内でも年々拡大している。）

● WTOにおけるサービス貿易の自由化方式とAPEC

サービス貿易の自由化をめぐるでは、WTOでの多角的貿易自由化交渉のひとつ、ウルグアイラウンド（交渉期間は一九八六～一九九五年）において国際的に交渉が開始され、その結果GATSができた。（正確には、GATSは一九九四年にWTOを設立するための「マラケシュ協定」の一部をなす国際条約である。）GATSにおけるサービス貿易自由化は、WTO加盟国同士がお互いの国々に「このようなサービス分野を自由化してほしい」と「リクエスト（要望）」し、お互いにそれらのリクエストをふまえた上で「オファー（自由化の申し出）」を行い、これらリクエスト・オファーがお互いに満足のいくものであった場合に加盟国すべてが一括して受け入れ、後戻りしない形で実際の自由化に踏み切ることを目標としている。サービス貿易自由化の内容は、各国がリクエストとオファーを踏まえて作成する「約束表」に要約されている。いまだこの「約束」は国際的に妥結・実行されておらず、WTO加盟各国はそれぞれが独自の国内法でサービス貿易の自

由化を行っている。それらの国内法は国内産業の保護などの観点から、対外的な自由化をいつでも「後戻り」させることが可能なため、GATSが後戻りできないよう、各国に「約束」させるのである。GATS約束表は「ポジティブ・リスト」方式であり、基本的に自由化を「する」（つまりポジティブに表現する）と約束したサービス分野のみが記載される。逆にいうと自由化「しない」分野を記載する「ネガティブ・リスト」方式と違って、全体としてどれだけのサービス分野がまだ自由化が約束されて「いない」かが見えにくい。このこと自体も、サービス貿易の自由化交渉が遅れている原因であり、また結果であるといえる。

WTOでは、サービス貿易を四つの「モード」に分類している。それらは以下の通りである。第一モードとは、「越境取引」を指し、サービスの生産者と消費者がそれぞれの国に所在したままサービス貿易を行う形態である。たとえば、国際電話サービスを使って日本からシンガポールに電話すると、日本の電話会社からだけでなくシンガポールの電話会社からもサービスを提供する。第二モードは「受け取り」という。第二モードは「国外消費」、つまりサービスの消費者が生産者の国へ移動してサービス提供者を受けるもので、日本人旅行者がアメリカの飛行機（航空サービス）でアメリカへ行き、ホテルに泊まると、旅客サービスとホテルサービスの料金の日本からアメリカへの第二モードを通じた「支払い」となる。第三モードは「商業拠点の設立」を通じたサービス貿易で、銀行が外国に支店を設立して金融サービスを提供する場合にあたる。そして第四モードは「自然人の移動」を通じたサービス提供で、ミュージシャンが個人として外国に赴き、コンサートで音楽サービスを提供すること、などが例として挙げられる。

	06A	06B	06C	06D	07A	07B	07C	08A	08B	08C	08D	09A	09B	09C	09D	10A	10B	10C	10D	10E	11A	11B	11C	11D	11E	11F	11G	11H	11I	○の数の横合計
													○	○			○		○	○						○	○			24
													○	○			○		○	○						○	○			21
					○							○	○				○								○	○		○		16
					○							○	○				○								○	○		○		16
					○							○	○				○								○	○		○		19
					○							○	○				○								○	○		○		18
					○							○	○				○									○	○			11
					○							○	○				○									○	○			10
					○							○	○				○									○	○		○	9
					○							○	○				○									○	○		○	10
	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					25
	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					24
																														1
																														1
																														5
																														1
																														3
																														2
												○	○																	11
	○				○		○					○	○													○				14
					○		○					○	○													○				5
					○		○					○	○													○				4
	○	○		○																					○					8
	○	○		○																					○					15
					○																									12
					○																					○				12
					○			○																		○				11
					○			○																		○				9
					○			○																		○				8
					○			○																		○				8
					○			○																		○				1
					○			○																		○				4
					○			○																		○				4
					○			○																		○				2
					○			○																		○				2
	○	○	○	○	○				○				○	○			○		○											16
	○	○	○	○	○				○				○	○			○		○											21
					○								○	○																9
					○								○	○																9
	5	4	3	5	20	14	1	2	2	0	0	10	14	4	2	2	8	2	6	2	15	0	2	0	4	6	4	10	0	-
													○													○				10
													○	○												○				12

ベット記号はサービス部門（合計で55）を示す。具体的な名称は次の通り。

- 06. 環境サービス (A. 汚水サービス; B. 廃棄物処理サービス; C. 衛生サービスおよびこれに類似するサービス; D. その他)
- 07. 金融サービス (A. 全ての保険および保険関連のサービス; B. 銀行およびその他の金融サービス (保険を除く); C. その他)
- 08. 健康に関するサービスおよび社会事業サービス (A. 病院サービス; B. その他の人に係る健康サービス; C. 社会事業サービス; D. その他)
- 09. 観光サービスおよび旅行に関連するサービス (A. ホテルおよび飲食店 (仕出しを含む); B. 旅行業サービス; C. 観光客の案内サービス; D. その他)
- 10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス (A. 興行サービス (演劇、生演奏およびサーカスのサービスを含む); B. 通信社サービス; C. 図書館および記録保管所のサービス; D. スポーツその他の娯楽のサービス E. その他)
- 11. 運送サービス (A. 海上運送サービス; B. 内陸水路における運送; C. 航空運送サービス; D. 宇宙運送; E. 鉄道運送サービス; F. 道路運送サービス; G. パイプライン輸送; H. 全ての形態の運送の補助的なサービス; I. その他の運送サービス)

● **APECEコノミのサー
ビス貿易自由化の約束状況**
GATS約束表の二〇〇三年版
(参考文献①)を元に、APEC
エコノミーのサービス貿易の約束
状況をみてみた(ただしWTO未
加盟のロシアについては掲載せ
ず)。ここで約束表は、WTO事
務局によって、一一分野、五五部
門、一五五業種に分類されている。
ここではこのうち五五の部門を基

シンガポールの統括事業本部と中
国の工場間の生産に関する情報
のやりとりが経済的「価値」を持
つならば、それは製造業関連情報
という「サービス」の国をまたい
だやりとり、つまりサービス貿易
とみなすべきだが、そのような統
計は企業内で行われうるために、
統計的な把握がきわめて困難なの
である。しかし実態としてアジア
太平洋地域においては、一九八五
年のプラザ合意以降の円高の影響
を避けるために、互いのエコノ
ミーに子会社を設立し(つまり直
接投資を行い)、それらの子会社
および本社を含めた生産ネット
ワークが構築されてきているの
で、今後のデータ整備が望ましい
ところである。

表2 APECメンバーおよびEUのGATS約束表上の自由化度 (第1・第3モードともになんらかの約束の場合のみカウント)

APECエコノミー		01A	01B	01C	01D	01E	01F	02A	02B	02C	02D	02E	03A	03B	03C	03D	03E	04A	04B	04C	04D	04E	05A	05B	05C	05D	05E
オーストラリア	MA		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○		○	○	○			○	○		○	
	NT		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○		○	○	○							
カナダ	MA		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○		○	○	○							
	NT		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○		○	○	○							
日本	MA	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○					○	
	NT	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○					○	
ニュージーランド	MA	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○						
	NT	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○						
シンガポール	MA	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○						
	NT	○	○	○	○	○	○			○	○							○	○	○	○						
アメリカ	MA	○	○		○	○			○	○	○							○	○	○	○					○	○
	NT	○	○		○	○			○	○	○							○	○	○	○					○	○
チリ	MA									○								○								○	○
	NT									○								○								○	○
中国香港	MA		○				○			○	○																
	NT									○	○																
ブルネイ	MA	○	○							○																	
	NT	○	○							○	○							○	○	○	○						
中国	MA	○	○		○		○		○		○											○	○				
	NT	○	○		○		○		○		○											○	○				
インドネシア	MA									○																	
	NT									○																	
韓国	MA	○	○				○			○	○																○
	NT	○	○	○		○	○			○	○							○	○	○	○						
メキシコ	MA	○	○	○			○												○	○				○	○		○
	NT	○	○	○			○												○	○				○	○		○
マレーシア	MA	○	○			○	○			○	○																
	NT	○	○			○	○			○	○																
パプアニューギニア	MA	○	○				○		○	○	○																
	NT	○	○				○		○	○	○																
ペルー	MA									○																	
	NT									○																	
フィリピン	MA					○			○																		
	NT					○			○																		
タイ	MA									○																	
	NT									○																	
チャイニーズタイペイ	MA	○	○		○	○	○		○	○	○								○	○	○						○
	NT	○	○		○	○	○		○	○	○								○	○	○						○
ベトナム	MA	○	○			○	○																				
	NT	○	○			○	○																				
○の数の縦合計		24	27	13	12	19	24	0	12	30	15	0	4	4	4	4	0	11	9	6	16	2	2	3	3	4	7
EU (参考)	MA		○				○															○	○	○	○	○	
	NT		○				○												○	○	○		○	○	○	○	

(出所) WTOのオンラインサイト (<http://tsdb.wto.org/default.aspx>) に掲載のGATS約束表 (2003年提出版) を元に作成。

(注) ロシアはWTO未加盟のため掲載せず。○が判定基準に該当する部門を表す。MAIはマーケットアクセス面、NTIは内国民待遇面。一段目のラベルの数字2つは大括弧の11サービス分野を、アルファ

01. 実務サービス (A. 自由職業サービス; B. 電子計算機および関連のサービス; C. 研究および開発のサービス; D. 不動産に係るサービス; E. 運転者を伴わない賃貸サービス; F. その他の実務サービス)
02. 通信サービス (A. 郵便サービス; B. クーリエサービス; C. 通信サービス; D. 音響映像サービス; E. その他電気)
03. 建設サービスおよび関連のエンジニアリングサービス (A. 建築物に係る総合建設工事; B. 土木に係る総合建設工事; C. 設置および組立工事; D. 建築物の仕上げの工事; E. その他)
04. 流通サービス (A. 問屋サービス; B. 卸売サービス; C. 小売サービス; D. フランチャイズ・サービス; E. その他)
05. 教育サービス (A. 初等教育サービス; B. 中等教育サービス; C. 高等教育サービス; D. 成人教育サービス; E. その他の教育サービス)

本とし、それぞれのサービス部門の自由化に関して、(1)基本的な「制限なし (None)」と約束、(2)「制限 (Limit)」するがこれ以上高めない約束、(3)「約束しない (Unbound)」の三パターンに分類することができる。

APECメンバーの約束表をWTOのサイトから入手して閲覧すると、ほとんどのエコノミーにおいて、まず第二モードが他の三つのモードにくらべて最も自由化約束のレベルにおいて高く、一方で第四モードでの各メンバーの自由化約束レベルは最も低い。前述したように、第二モードは「自分のエコノミーの外での消費」に関するものであり、エコノミー内のサービス生産者保護という観点からするとかなり間接的なため、自由化を約束していることが多いように思われる。また、第四モードはほとんどのAPECエコノミーがUnboundすなわち自由化を約束していない。つまり現在の実際的なサービス自由化交渉の多くはAPECエコノミーも含めて、世界的に第一モードと第三モードに関するものが中心であるといえる。そこで、第一・第三モードの二つのモードのみに注目し、五五の

サービス部門に関して「第一・第三モードともに少なくともならんかの約束をした場合のみカウントし、該当箇所○をつける」という判定基準で分類整理を行ってみた（さらに細かい一五五の業種では、実は同じ部門内でもパターンにばらつきがあるが、煩雑となるため五部門内で最も多い業種の約束パターンをその部門の約束パターンとして整理した）。これにより、第一モード（越境取引）と

第三モード（商業拠点の設立）という主要モードでどれだけ各エコノミーが自由化約束を行っているかを知ることができる（なお、この分類作業は、一橋大学名誉教授、山澤逸平氏との共同研究の一環で行ったものである）。

その結果を表2に示す。ここで表中のMAとはサービス貿易自由化のマーケットアクセス（Market Access）の面、つまりそのエコノミー内の市場がどれだけ外国の居住者から参入しやすいかに関する法規制の約束についてのもの、NTとは内国民待遇（National Treatment）の観点からの当該エコノミーの法的規制の約束についてのもので、MAとNTの二側面は四つのモードと同様、約束表の

表形式に明記されている（そのため表2には、ひとつのサービス貿易部門について合計八（ 2×4 ）の欄がある）。

サービス貿易が第一・第三モード双方で完全に自由化すると約束されているならば、表のすべての欄に○がついていることが望ましい。しかし現実には、表のとおり、約束の段階ですら、○の付いていない部門が多く、サービス貿易は自由化度が低いことが分かる。もしこの分類作業で第二モード（国外消費）での約束をカウントするならば、サービス貿易については、

前述のように第二モードはなんらかの約束がなされる場合が現状であるため、そのような表では○の数が多くなるであろう。しかしそれでは第二モードがいわば「隠れ蓑」となり、実際には自由化約束の水準が低いにも関わらず、あたかもサービス貿易の自由化約束が多くなる部門で済むにすぎないという印象を与えてしまうため、表2のようなものを作成してみたのである。気の付く点として、サービス分野ごとには、「01: 実務サービス」「02: 通信サービス」に属するサービス部門についての自由化約束数が多く、○の数の縦合計

（表のした部分）で半数の20を超える部門も存在する。他には個別部門の「07A: 全ての保険および保険関連のサービス」が○の数の縦合計で20であり、ロシアを除いたAPECエコノミー全体として、半数のエコノミーは第一・第三モードでなんらかの自由化約束を行っている計算となる。

これら以外の分野では、縦合計の数字が軒並み低く、約束の程度が非常に低い現状を表している。特に約束しているエコノミーがゼロという部門もあり、具体的には、「その他」という約束されにくい分野を除外すると、「02A: 郵便サービス」、「08C: 社会事業サービス」、「11B: 内陸水路における運送」、「11D: 宇宙運送」が該当し、そのうち郵便サービスおよび社会事業サービスは、性質上エコノミー内の業者に任せたいという政策意図がうかがえる。宇宙運送については、未だ産業分野として未成熟のもののため、いずれのエコノミーも具体的な約束にまで至っていないものと考えられる。

APECの個別エコノミーごとには、アメリカ、オーストラリア、日本の自由化約束度が相対的に高

く、チリ、ペルー、タイなどは自由化度が低い。またモノの貿易面の自由化度では最上位に位置づけられる香港およびシンガポールは、サービス貿易に関しては自由化約束の程度が低いことも分かる。APEC域外のEUについても参考として表の下部に示したが、APECメンバー内のばらつきはほぼ中央あたりに位置づけられ、自由化約束のレベルはAPECエコノミーと比べて決して高いとはいえない。もつとも、EU内部の国同士では、自由化の程度が高いものと推測される。

GATSの約束表は、残念ながら現実には適用されているサービス分野の法規制を記したものではないため、現実には、APECエコノミーでどの程度のサービス貿易自由化が行われているかを把握することはできない（そしてこのことはその他世界でも同様にいえる状況である）。モノの貿易に例えると、協定税率の情報（サービス貿易ではGATS約束表の内容、ただし実施はされていない）は存在するが、実行関税率に相当する情報が存在しないため、サービス貿易自由化の議論の基礎となる現状が把握できないのである。しか

し仮に現実のサービス貿易規制がかなり緩いものであったとしても、GATSで約束していない限り、各エコノミーは、経済状況に応じ、いつでもサービス貿易の自由化度を後戻りさせることが国際法上で可能となってしまう。APECエコノミーの後戻りできないサービス貿易自由化の根本として、やはりGATSにおける約束の状況を注視していくことが欠かせない。

● サービス貿易の自由化に向けたAPECの組織的な取り組みと課題

APECをめぐるサービス貿易自由化は、まずはWTOにおけるGATSの自由化プロセスを支持することを通じてなされている。APEC独自のボゴール目標の具体的政策としては、メンバーエコノミーが公表し互いに自由化を高めあおうとする「個別行動計画(Individual Action Plan)」が挙げられ、同計画の取り組み分野のひとつとしてサービス分野が取り上げられている。この個別行動計画はAPECらしい「非拘束の計画」であり、ボゴール目標を達成するための枠組みとして、APECで

はこの計画によりWTOプラスアルファの貿易自由化を目指そうという政策意図であったが、近年の個別行動計画を閲覧すると、単にGATSでの約束内容を書き込んでいるケースが見られる。これではサービス貿易で「WTOプラスアルファ」ではなく「WTOでの取り組み通り」の自由化努力にしかならない。また「共同行動」(Collective Action)として、情報通信、輸送、エネルギーおよび観光の分野で貿易自由化を推進しようとの政策意図も個別行動計画内に表明されている。APECではまた、サービス分野が雇用、経済成長および貿易投資の活発化に貢献することを認識し、「サービスに関するグループ」(Group on Services)という組織的取り組みを行っている(APECホームページより)。このグループでは、二〇〇九年には環境、法律、健康、教育の分野に関して、より開かれた市場を目指すべく政策対話に注力している。同年にはまた「越境サービス貿易に関する能力構築イニシアティブ」(Capacity Building for Cross-Border Services Trade Initiative)の名の下に、越境取引

自由化で取り組みの遅れているエコノミーに対して自由化の底上げ努力を行っている。二〇一〇年に入ってから、前述の個別分野のうち環境、法律、健康の分野で情報共有のためのデータベース構築努力やセミナー開催を行っている。またAPEC事務局内の常設組織である貿易投資委員会(Committee on Trade and Investment)では「APECサービスアクションプラン」(APEC Services Action Plan、参考文献③)や「APEC越境サービス貿易原則」(APEC Principles for Cross-Border Trade in Services、参考文献④)などの文書を作成し、サービス貿易全般あるいは焦点を当てたサービス貿易自由化の推進努力を行っている。

これらがすべてではないが、APECにおいては、たしかに組織としてサービス貿易への取り組みを行っている。しかしこれらの取組は「自由化に取り組みようとしています」というアナウンスメント効果以上の実効性は有していないという厳しい見方もあろう。二〇一〇年の日本におけるAPECの諸取り組みを踏まえ、二〇一一年にはAPEC全体で自由貿易地域を形成するFTAAP構想がさらに議論されることになろうが、本稿で論じたように、全体としてもAPECとしても遅れ気味のサービス貿易自由化が、ボゴール目標後にも継続課題として取り上げられていくことが望ましい。

(いしご ひかり／千葉大学法経学部准教授)

《参考文献》

① GATS 約束表 (二〇〇三年)
(<http://tsdb.wto.org/default.aspx>)

② APEC 個別行動計画 (Individual Action Plans)
(<http://www.apec-iaap.org/>)

③ APEC サービスアクションプラン (APEC Services Action Plan)
(http://www.apec.org/apec/apec_groups/committee_on_trade/group_on_services.html)

④ APEC 越境サービス貿易原則 (APEC Principles for Cross-Border Trade in Services)
(http://www.apec.org/apec/apec_groups/committee_on_trade/group_on_services.html)